

介護マーク普及協力事業所指定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護家族等の介護者の負担軽減を図り、介護者を温かく見守り、支える「やさしい社会」づくりを進めるため、「介護マーク」の普及に協力する事業所等の指定に必要な事項を定める。

(指定の方法)

第2条 指定は、県が、事業所等に対して「指定書」を交付することにより行う。

2 「介護マーク」の普及に協力が可能な事業所等は、県に対して指定を申し出ることができ、県は、申出のあった事業所等が「介護マーク」の普及にとって有益と判断する場合は、指定することができる。

3 県は、「介護マーク」の普及にとって有益と判断する事業所等に対して、協力を要請し、事業所等の協力が得られた場合は、指定することができる。

(指定の効果)

第3条 指定を受けた事業所等（以下「指定事業所」という。）は、自らの事業の実施に際して可能な、「介護マーク」の普及活動を行う。

2 県は、指定事業所の行う普及活動を支援する。

3 指定事業所が行う普及活動及び県の支援の内容は、指定事業所ごとに県と協議の上で決定する。

(費用等の負担)

第4条 県は、予算の範囲内で、県の作成した普及にかかる広報用品等は無償で指定事業所に交付する。

2 指定事業所は自らの負担により、普及に必要な用品等の作成及び広報活動を行うことができる。

3 普及活動に際して発生した事故等による損害は、指定事業所が負う。

(指定の期間)

第5条 指定は、指定の日から1年間とする。ただし、期間の満了する日までに指定事業所から第6条の辞退の申し出がない限り、指定を1年間延長するものとする。

(指定の辞退)

第6条 指定事業所は、いつでも県に指定の辞退を申し出ることができる。

2 この場合、指定の辞退により生じた費用等は、指定事業所の負担とする。

(指定の取消し)

第7条 県は、指定事業所に「介護マーク」の普及にとって不利益となる行いがあった場合は、指定の期間に関わらず、指定を取り消すことができる。

2 この場合、指定の取消しにより指定事業所に生じる費用等は、指定事業所等の負担とする。

附 則

この要綱は、平成23年3月8日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年11月8日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月25日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

介護マーク普及協力事業所指定申出書

静岡県健康福祉部長 様

介護マーク普及協力事業所指定実施要綱第2条に基づき、介護マーク普及協力事業所の指定を受けたく申し出ます。

年 月 日

事業所所在地

事業所名

代表者 職・氏名

担当者 職・氏名

連絡先

様式第2号（第2条関係）

介護マーク普及協力事業所指定書

（指定事業所住所）

（指定事業所名称） 様

貴事業所を介護マーク普及協力事業所として指定します。

年 月 日

静岡県健康福祉部長



様式第3号（第6条関係）

介護マーク普及協力事業所指定辞退申出書

静岡県健康福祉部長 様

介護マーク普及協力事業所指定実施要綱第6条に基づき、介護マーク普及協力事業所の指定を辞退したく申し出ます。

年 月 日

事業所所在地

事業所名

代表者 職・氏名

担当者 職・氏名

連絡先

様式第4号（第7条関係）

介護マーク普及協力事業所指定取消書

様

介護マーク普及協力事業所指定実施要綱第7条に基づき、介護マーク普及協力事業所の指定を取消します。

年 月 日

静岡県健康福祉部長

